

倉吉市糖尿病性腎症重症化予防事業
業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度倉吉市糖尿病性腎症重症化予防事業

2 委託業務期間

契約締結日～令和8年3月25日

3 目的

本事業は、糖尿病性腎症の重症化予防が必要な患者に対し、医療機関と連携しながら、糖尿病性腎症重症化予防指導プログラム（以下「プログラム」という。）を実施することによって、患者自身が継続的に病状の維持改善に必要な自己管理ができ、QOL（生活の質）の向上や、人工透析への移行等の重症化を予防すること及び医療費適正化に資することを目的とする。

また、ICTを活用することにより時間や場所に拘束されずに保健事業を提供することが可能となり、その効果の最大化を目指す。

4 対象者

（1）糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和6年度版）対象者抽出基準における保健指導Ⅱ・保健指導Ⅲに該当する者

（2）以下のいずれかに該当する場合は対象としない

- ア 国民健康保険の資格を喪失している者
- イ 人工透析治療中の者
- ウ 1型糖尿病の者
- エ がん治療中、重度の合併症を有する者
- オ 腎臓移植を受けた者
- カ その他プログラム継続が困難であると受託者と委託者の双方が合意した者

（1）（2）の条件を満たすもののうち、参加を希望し、かかりつけ医からプログラムへの参加の承諾が取れた者最大10名

5 事業概要

（1）参加案内文書の作成及び発送

- ア 受託者は糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下「プログラム」という。）の内容について案内資料の素案を作成し、委託者と調整を行う。資料の最終決定は委託者が行う。
- イ 委託者が提供する対象者リストに基づき、プログラムの案内資料を送付する。
- ウ 同意書によりプログラムへの参加の同意を得る。

（2）参加申込受付、参加者の決定及び通知発送等

- ア 参加申込受付

イ 申込者への参加に関する案内通知の作成及び通知発送

ウ 参加者の決定

主治医の承諾書など必要な書類が提出されているか確認を行うこと。なお、参加者の最終決定は、委託者と協議の上行う。主治医の承諾書について、文書料が発生した場合は、受託者が立て替えて、参加者に支払い、実績金額を委託料に含め委託者に請求すること。

エ 参加者へ参加決定の通知及び実施に必要な機器等（ウェアラブルデバイス等）の付与（配送含む）を行う。

(3) 生活習慣改善支援プログラムの提供

ア 保健指導は保健師、看護師または管理栄養士、理学療法士等、保健指導を行う知識及び技術を習得した者が行うこと。

イ 保健指導は対象者の生活習慣の改善に資するものであり、指導後も対象者が生活習慣を維持できるようなプログラムにすること。

ウ 指導には専用のスマートフォンアプリケーションを利用し、対象者のみが利用できるアカウントの付与を行うこと。

エ ウェアラブルデバイス等を用いて生活習慣の客観的な評価を行い、ライフログ管理及び教育、コミュニケーションをアプリ上で実行可能な環境を用意すること。

オ 指導の際に必要な教材等については、受託者が用意すること。

カ 指導時間については、平日の昼間だけでなく、可能な範囲で平日の夜や休日にも実施するなど、対象者が指導を受けやすいよう工夫すること。

キ 指導の内容については、ICTを活用する等の工夫をすること。オンラインで指導を実施する場合は、対象者が通信機材等を使用できるよう、必要なフォロー体制をつくること。

ク 指導はアプリケーションを活用したチャットまたは電話面談を実施する。電話面談またはWeb面談を必須とし、隔週12回を基本として、約6ヵ月間のプログラムとすること。ただし、参加者の都合など、やむを得ない事情が発生した場合は、短縮も可能とします。

ケ 指導は利用者の主治医に承諾を得た上で、主治医の指示のもと行うこと。なお、主治医からの指示は受託者が取得するものとし、プログラム期間中も定期的に報告を行うこと。

6 委託スケジュール

時期（予定）	内容
令和7年7月	保健指導対象者に事業案内を送付
令和7年9月～令和8年3月	参加希望者に保健指導を実施
令和8年3月	事業実施報告書の提出

7 納品等

受託者は、業務終了後ならびに月次報告として、以下の通り業務実施報告書等を委託者へ提出すること。最終納品物の提出期限は、令和8年3月20日までを厳守すること。

(1) 事業成果最終納品物

事業成果報告書

事業成果報告書には、特定健康診査時または保健指導開始時と保健指導終了時点の HbA1c、eGFR、尿蛋白、その他独自成果指標を分析し報告すること。受託者は独自の成果指標及び成果指標算定方法を提案できるものとする。ただし、成果指標は本事業の目的に沿ったものとし、受託者は当該成果の達成が将来的な医療費適正化に資する理由等を示すこと。

(2) 月次納品物

保健指導個別報告書（任意様式）

(3) 納品場所

倉吉市役所健康福祉部保険年金課

8 支払条件等

受託者は業務終了後、「7 納品等」のとおり、市に報告書を提出する。

市は当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を市に提出する。なお、主治医の承諾書について、文書料が発生した場合は、実績金額を委託料に含め請求すること。

市は、請求書を受領後、受領日から30日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。なお、受託者は、成果指標の測定に必要な資料の提供について協力すること。

9 個人情報の取扱い

別紙「個人情報取扱特記事項」のとおり、業務上知り得た事項について、他に漏らし又はこれを利用してはならない。また、第三者に提供及び利用させてはならない。

対象者データの受け渡しについては、LGWAN-ASP での送受信、または個人情報貨物のプライバシー・セキュリティ輸送によるものとする。

10 法令遵守

当該業務に関連する法令（国民健康保険法等）について、遵守すること。

11 その他

仕様書に定めのない事項、その他仕様内容に関し、疑義が生じたときは、双方協議し、解決を図るものとする。

留意事項

- (1) 業務の実施にあたって、業務内容を十分理解し、委託者と連携を密にとりながら、誠実に履行する。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施計画を作成し、提出すること。
- (3) 受託中に知り得た情報は適正に管理し、決して漏えい、不正利用を行わないこと。なお、当契約が履行された後においても同様とする。
- (4) 当委託契約により作成された成果品、契約の遂行の過程で生じた全ての著作権は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。

- (5) 受託者は、本委託業務の実施にあたり、受託者の責めに帰する事由により委託者に損害を与えた場合や、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託者の事前の承諾なく、契約上の地位を受託者の関連企業等を含め第三者に継承させ、あるいは契約によって生じる権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、若しくは委託等により引き受けさせ、または担保に供してはならない。
- (7) 契約にあたっては、企画提案などの内容について受託者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (8) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法や利便性・効果を損なうことのない代替案等があれば、適宜提案すること。